「所得税法等の一部を改正する法律案」要綱（軽減税率関係抜粋）

「所得税法等の一部を改正する法律案」は、3月29日の参議院本会議で可決され、成立した。消費税の軽減税率制度の動向は、本連盟活動とも密接に関係するので、参考資料として、同法律案の要綱から一部を抜粋して掲載する。

五　消費税法の一部改正（第5条関係）

1　消費税の軽減税率制度を次のとおり創設することとする。（附則第34条関係）

(1)課税資産の譲渡等のうち次に掲げるもの（以下「29年軽減対象資産の譲渡等」という。）については、軽減税率（6・24%）を適用する。

①　飲食料品（食品表示法に規定する食品（酒税法に規定する酒類を除く。以下単に「食品」という。）をいい、食品と食品以外の資産が一の資産を形成し、又は構成している一定の資産を含む。）の譲渡

②　一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する新聞（1週に2回以上発行する新聞に限る。）の定期購読契約に基づく譲渡

（注）上記①の飲食料品の譲渡には、飲食店業等を営む者が行う食事の提供（テーブル、椅子、カウンター等の飲食に用いられる設備のある場所において行う飲食料品を飲食させる役務の提供をいい、当該飲食料品を持帰りのための容器に入れ、又は包装を施して行う譲渡は、含まないものとする。）及び課税資産の譲渡等の相手方が指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供（有料老人ホーム等の人が生活を営む場所において行う一定の飲食料品の提供を除く。）は、含まないものとする。

(2)保税地域から引き取られる課税貨物のうち、上記(1)①の飲食料品に該当するもの（以下「29年軽減対象課税貨物」という。）については、軽減税率（6・24%）を適用する。

（注）上記の制度は、平成29年4月1日以後に行われる資産の譲渡等及び保税地域から引き取られる課税貨物について適用する。（附則第34条関係）

2　消費税の軽減税率制度の創設に伴い、次の経過措置を講ずることとする。

(1)帳簿及び請求書等の記載事項（附則第34条関係）

①　課税仕入れが29年軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、帳簿に記載すべき事項として「29年軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」を加える。

②　仕入税額控除の対象とされる請求書等に記載されるべき事項として「29年軽減対象資産の譲渡等である旨」及び「税率の異なるごとに区分して合計した対価の額」を加える。

③　上記②の記載事項について、請求書等の交付を受けた事業者が事実に基づき追記した請求書等を保存するときは、仕入税額控除の対象とする。

(2)29年軽減対象資産の譲渡等を行う中小事業者の課税標準の計算等に関する経過措置（附則第38条関係）　基準期間における課税売上高が5000万円以下である29年軽減対象資産の譲渡等を行う事業者（免税事業者を除く。）が、平成29年4月1日から平成33年3月31日までの期間中に、国内において行う課税資産の譲渡等の税込価額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、通常の事業を行う連続する10営業日の課税資産の譲渡等の税込価額の合計額に占める29年軽減対象資産の譲渡等に係る部分の金額の割合、又は卸売業及び小売業にのみ要する課税仕入れに係る支払対価の額等の合計額に占める29年軽減対象資産の譲渡等にのみ要するものの割合（主として29年軽減対象資産の譲渡等を行う事業者が、これらの割合を計算することにつき困難な事情がある場合には、50%）を用いて一定の計算をした金額を、当該期間の29年軽減対象資産の譲渡等の対価の額の合計額とすることができる。

(3)課税仕入れ等を適用税率別に区分することが困難な小売業等を営む中小事業者に対する経過措置（附則第39条関係）

基準期間における課税売上高が5000万円以下である事業者（免税事業者を除く。）が、平成29年4月1日から同日以後1年を経過する日の属する課税期間の末日までの期間中に、国内において行う卸売業又は小売業に係る課税仕入れに係る支払対価の額等を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、卸売業及び小売業に係る課税資産の譲渡等の税込価額の合計額に占める29年軽減対象資産の譲渡等の税込価額の合計額の割合を用いて一定の計算をした金額を、当該期間の課税仕入れ等の税額とすることができる。

(4)　課税仕入れ等を適用税率別に区分することが困難な中小事業者に対する経過措置（附則第40条関係）　基準期間における課税売上高が5000万円以下である事業者（免税事業者を除く。）が、国内において行う課税仕入れに係る支払対価の額等を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情がある場合であって、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの日の属する課税期間の末日までに、中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例（簡易課税制度）の適用を受ける旨の届出書を納税地を所轄する税務署長に提出したときは、当該届出書を当該課税期間の初日の前日に提出したものとみなす。

(5)　29年軽減対象資産の譲渡等を行う中小事業者以外の事業者の課税標準の計算等に関する経過措置（附則第41条関係）　基準期間における課税売上高が5000万円超である29年軽減対象資産の譲渡等を行う事業者が、平成29年4月1日から同日以後1年を経過する日の属する課税期間の末日までの期間中に、国内において行う課税資産の譲渡等の税込価額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、上記(2)の方法により、当該期間の29年軽減対象資産の譲渡等の対価の額の合計額を計算することができる。

(6)　課税仕入れ等を適用税率別に区分することが困難な小売業等を営む中小事業者以外の事業者に対する経過措置（附則第42条関係）　基準期間における課税売上高が5000万円超である29年軽減対象資産の譲渡等を行う事業者が、平成29年4月1日から同日以後1年を経過する日の属する課税期間の末日までの期間中に、国内において行う卸売業又は小売業に係る課税仕入れに係る支払対価の額等を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、上記(3)の方法により、当該期間の課税仕入れ等の税額を計算することができる。

(7)　課税仕入れ等を適用税率別に区分することが困難な中小事業者以外の事業者に対する経過措置（附則第43条関係）　基準期間における課税売上高が5000万円超である事業者が、平成29年4月1日から同日以後1年を経過する日の属する課税期間の末日までの期間中に、国内において行う課税仕入れに係る支払対価の額等を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情がある場合であって、その課税期間の末日までに簡易課税制度に準じた計算を行う旨の届出書を納税地を所轄する税務署長に提出したときは、簡易課税制度に準じた方法により当該期間の課税仕入れ等の税額の合計額を計算することができる。

(8)　その他所要の措置を講ずる。

（注）上記の措置は、平成29年4月1日から施行する。（附則第1条関係）

3　適格請求書等保存方式導入後の軽減税率制度について、29年軽減対象資産の譲渡等及び29年軽減対象課税貨物の範囲を消費税法本則に位置付け、それぞれ「軽減対象課税資産の譲渡等」及び「軽減対象課税貨物」とするとともに、軽減税率（6・24%）についても消費税法本則に位置付けることとする。（消費税法第2条、第29条、別表第1、別表第1の2関係）（注）上記の改正は、平成33年4月1日以後に行われる資産の譲渡等及び課税仕入れ並びに保税地域から引き取られる課税貨物について適用する。（附則第46条関係）

4　適格請求書等保存方式を次のとおり導入することとする。

(1)　適格請求書発行事業者登録制度（消費税法第9条、第57条の2関係）

①　免税事業者以外の事業者であって、下記(2)①の適格請求書を交付しようとする事業者は、納税地を所轄する税務署長に申請書を提出して税務署長の登録を受けることができる。

②　税務署長は、上記①の登録を受けた事業者（以下「適格請求書発行事業者」という。）の氏名又は名称及び登録番号等の一定の事項を登録後速やかに公表しなければならない。

③　適格請求書発行事業者が登録の取消しを求める届出書を納税地を所轄する税務署長に提出した場合には、当該登録は、その効力を失う。

④　適格請求書発行事業者については、小規模事業者の納税義務の免除の特例を適用しない。

(2)　適格請求書発行事業者の義務等（消費税法第57条の4関係）①　適格請求書発行事業者は、国内において課税資産の譲渡等を行った場合において、他の事業者（免税事業者を除く。）から求められたときは、次に掲げる事項を記載した請求書、納品書その他これらに類する書類（以下「適格請求書」という。）を交付しなければならない。ただし、事業の性質上、適格請求書を交付することが困難な課税資産の譲渡等として一定のものを行う場合は、この限りでない。

イ　適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号

ロ　課税資産の譲渡等を行った年月日

ハ　課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（当該課税資産の譲渡等が軽減対象課税資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象課税資産の譲渡等である旨）

ニ　課税資産の譲渡等に係る税抜価額又は税込価額を税率の異なるごとに区分して合計した金額及び適用税率

ホ　消費税額等

ヘ　書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

②　適格請求書発行事業者が行う課税資産の譲渡等が小売業等の一定の事業に係るものであるときは、適格請求書に代えて、次に掲げる事項を記載した請求書、納品書その他これらに類する書類（以下「適格簡易請求書」という。）を交付することができる。

イ　上記①イからハまでに掲げる事項

ロ　課税資産の譲渡等に係る税抜価額又は税込価額を税率の異なるごとに区分して合計した金額

ハ　消費税額等又は適用税率

③　適格請求書発行事業者が、あらかじめ、課税資産の譲渡等を受ける他の事業者（免税事業者を除く。）の承諾を得たときは、適格請求書の交付に代えて適格請求書の記載事項に係る電磁的記録の提供をすることができる。

④　適格請求書若しくは適格簡易請求書を交付し、又は適格請求書の記載事項に係る電磁的記録を提供した適格請求書発行事業者は、これらの書類の写し又は当該電磁的記録を保存しなければならない。

(3)　仕入税額控除の要件等の見直し（消費税法第30条関係）

①　適格請求書発行事業者から交付を受けた適格請求書又は適格簡易請求書の記載事項を基礎として計算した消費税額等を、課税仕入れに係る消費税額として仕入税額控除の対象とする。

②　一定の帳簿及び次に掲げるものの保存を課税仕入れに係る仕入税額控除の要件とする。

イ　適格請求書

ロ　適格簡易請求書

ハ　適格請求書の記載事項に係る電磁的記録

ニ　事業者が課税仕入れについて作成する仕入明細書等の書類で、適格請求書の記載事項が記載されているもの（適格請求書発行事業者の確認を受けたものに限る。）

ホ　媒介又は取次ぎに係る業務を行う者から交付を受ける一定の書類

③　課税仕入れが軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合には、帳簿に記載すべき事項として「軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである旨」を加える。

(4)　課税資産の譲渡等に係る税額の計算方法（消費税法第43条、第45条関係）

①　課税標準額に対する消費税額は、税率の異なるごとに区分した課税標準である金額の合計額にそれぞれ税率を乗じて計算する。

②　適格請求書発行事業者が、課税資産の譲渡等につき交付した適格請求書又は適格簡易請求書の写しを保存している場合（適格請求書の記載事項に係る電磁的記録を保存している場合を含む。）には、当該適格請求書に記載した消費税額等を基礎として一定の計算をした金額を、当該課税資産の譲渡等に係る課税標準額に対する消費税額とすることができる。

(5)　適格請求書類似書類等の交付の禁止（消費税法第57条の5関係）　適格請求書又は適格簡易請求書に類似する書類及び当該書類の記載事項に係る電磁的記録（以下「適格請求書類似書類等」という。）の交付及び提供を禁止する。

(6)　任意組合等の組合員による適格請求書等の交付の禁止（消費税法第57条の6関係）　民法上の組合、投資事業有限責任組合、有限責任事業組合等の組合員である適格請求書発行事業者は、これらの組合等の事業として国内において行った課税資産の譲渡等につき、その組合員の全てが適格請求書発行事業者であることについてその旨の届出書を税務署長に提出した場合に限り、適格請求書若しくは適格簡易請求書を交付し、又は適格請求書の記載事項に係る電磁的記録を提供することができる。

(7)　罰則の適用対象に、適格請求書類似書類等を交付し、又は提供した者を加える。（消費税法第65条関係）

(8)　適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置（附則第52条、第53条関係）

①　事業者が平成33年4月1日から同日以後3年を経過する日までの間に国内において適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れについて一定の事項が記載された帳簿及び請求書等を保存している場合には、当該課税仕入れに係る支払対価の額に係る消費税相当額に80%を乗じて算出した額を、課税仕入れに係る消費税額として仕入税額控除の対象とする。

②　事業者が平成36年4月1日から同日以後3年を経過する日までの間に国内において適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れについて一定の事項が記載された帳簿及び請求書等を保存している場合には、当該課税仕入れに係る支払対価の額に係る消費税相当額に50%を乗じて算出した額を、課税仕入れに係る消費税額として仕入税額控除の対象とする。

(9)　その他所要の措置を講ずる。

（注）上記の改正は、平成33年4月1日以後に行われる資産の譲渡等及び課税仕入れ並びに保税地域から引き取られる課税貨物について適用する。（附則第46条関係）

5　輸出物品販売場制度を次のとおり見直すこととする。（消費税法第8条関係）

(1)　輸出物品販売場における免税販売の対象となる下限額を一定金額以上（現行：一定金額超）とする。

(2)　所定の方法により購入されたことを証する書類又は電磁的記録の保存（現行：書類の保存）を免税販売の要件とする。

（注）上記の改正は、平成28年5月1日から施行する。（附則第1条関係）

6　高額特定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例（消費税法第12条の4、第37条関係）

事業者（免税事業者を除く。）が、中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例（簡易課税制度）の適用を受けない課税期間中に国内における棚卸資産及び調整対象固定資産のうちその価額が高額である一定の資産（以下「高額特定資産」という。）の課税仕入れ又は高額特定資産の保税地域からの引取り（以下「高額特定資産の仕入れ等」という。）を行った場合には、当該高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間から当該課税期間（自ら建設等をした高額特定資産にあっては、建設等が完了した日の属する課税期間）の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間においては、小規模事業者の納税義務の免除の特例及び簡易課税制度は、適用しないこととする。（注）上記の改正は、平成28年4月1日以後に高額特定資産の仕入れ等を行った場合に該当することとなるものについて適用する。（附則第32条関係）

7　義務教育学校の教科用図書の譲渡について、消費税を非課税とすることとする。（消費税法別表第2関係）

8　その他所要の規定の整備を行うこととする。

十九　その他（附則関係）

1　施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成28年4月1日から施行することとする。（附則第1条関係）

2　消費税の軽減税率制度の導入に当たっての必要な措置（附則第170条関係）

政府は、消費税の軽減税率制度の導入に当たり、平成27年6月30日に閣議において決定された基本方針2015に記載された財政健全化目標を堅持するとともに、社会保障制度改革推進法第2条、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律第1条及び持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律第28条に示された社会保障の安定財源の確保の在り方に係る基本的な考え方にのっとり、安定的な恒久財源を確保するために、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1)　平成28年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより、安定的な恒久財源を確保すること。

(2)　財政健全化目標との関係及び基本方針2015に記載された平成30年度の経済・財政再生計画の中間評価を踏まえつつ、消費税制度を含む税制の構造改革及び社会保障制度改革等の歳入及び歳出の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずること。

3　消費税の軽減税率制度の円滑な導入・運用等に向けた措置（附則第171条関係）

(1)　政府は、消費税の軽減税率制度の導入に当たり混乱が生じないよう万全の準備を進めるために必要な体制を整備し、消費税の軽減税率制度の周知及び事業者の準備に係る相談対応を行うとともに、事業者の準備状況及び政府における取組の状況を検証しつつ、必要に応じて、消費税の軽減税率制度の円滑な導入及び運用に資するための必要な措置を講ずるものとする。

(2)　政府は、消費税の軽減税率制度の円滑な運用及び適正な課税を確保する観点から、中小事業者の経営の高度化を促進しつつ、消費税の軽減税率制度の導入後3年以内を目途に、適格請求書等保存方式の導入に係る事業者の準備状況及び事業者取引への影響の可能性、消費税の軽減税率制度の導入による簡易課税制度への影響並びに消費税の軽減税率制度の導入に伴う経過措置の適用状況などを検証し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

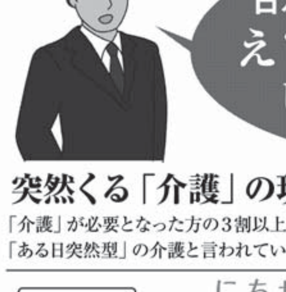
日本税理士共済会から
え？100万円出るの？
しかも負担ナシで？

突然くる「介護」の現実。
「介護」が必要となった方の3割以上が脳血管疾患や骨折・転倒を理由とする「ある日突然型」の介護と言われています。親の介護も他人事ではありません。

しかし「公的介護保険制度」には制限が。
そこで、日本税理士共済会では「公的介護保険制度」の支給に制限のある65才までの既加入会員の方へ、「介護一時金100万円を無償提供」という加入者特典のある新しい制度をつくりました。

それが、業界初の「団体介護保障制度」です！
日本税理士共済会の「団体介護保障」制度は、本人が「要介護2」以上に認定された場合に400万円の生活介護保険金を、「親介護特約」をつけることで、親の介護認定で100万円の生活介護保険金を受取ることが出来る制度です。
プラス既加入会員には100万円の介護一時金を無償提供します。

詳細のお問合せ　お申込みは
にちぜいきょうさい
日本税理士共済会
〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館5F
TEL 03-5740-0321
FAX 03-5740-0323
e-mail:jim@zeirishikyosai.com
http://www.zeirishikyosai.com
税理士共済会　検索